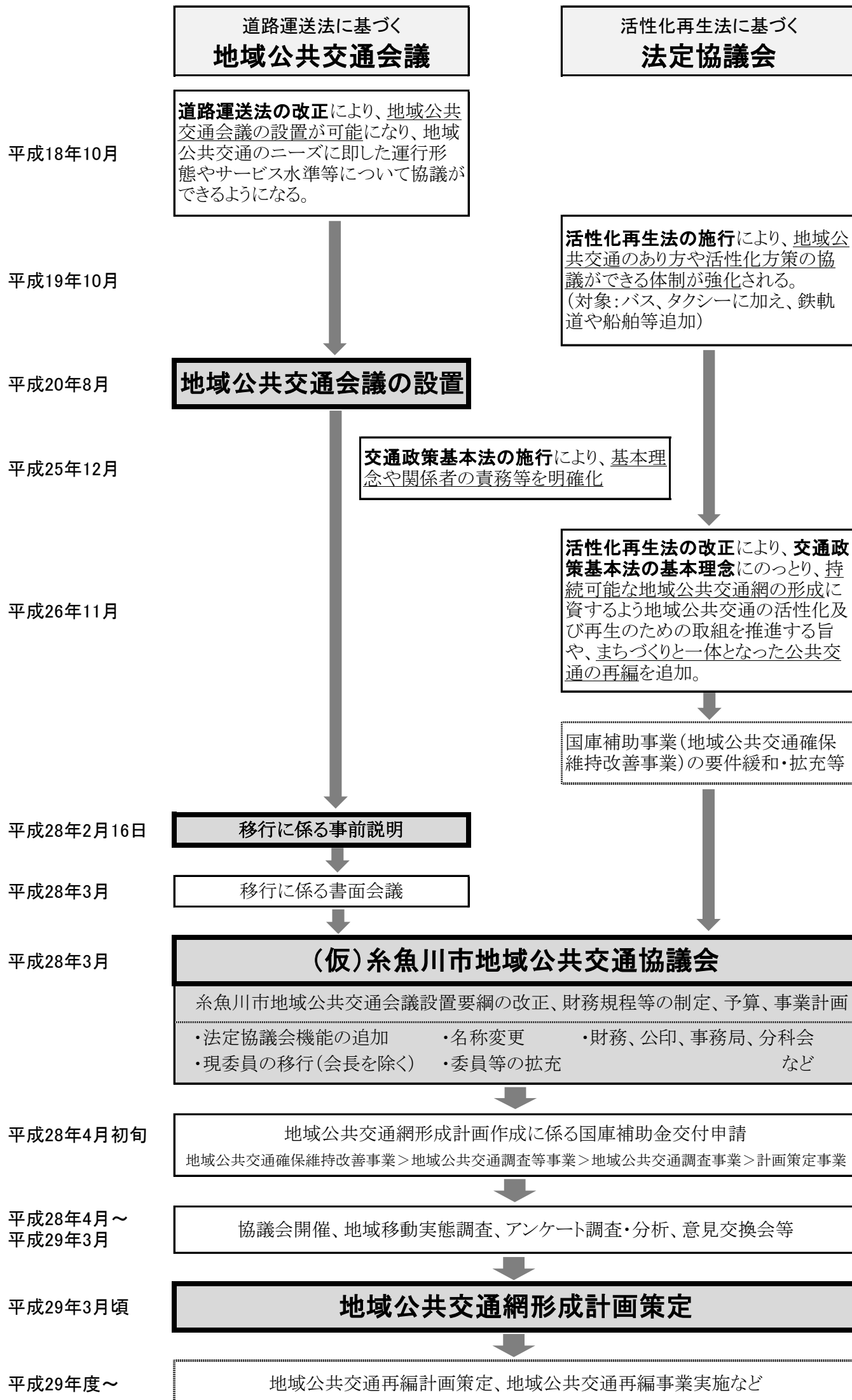


糸魚川市地域公共交通政策推進体制の強化に向けて



地域公共交通会議と法定協議会の比較

名称	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法施行規則(第9条の3)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(第6条)
目的	・ 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項の協議 ・ 市町村運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項の協議	・ 地域公共交通網形成計画の策定及び実施に関し必要な協議
対象交通モード	バス、タクシー(乗合)、市町村運営有償運送	多様なモード (バス、タクシー、鉄道など)
主宰者	地方公共団体 (市町村(複数可)または都道府県)	地方公共団体 (市町村(複数可)または都道府県)
会議参加 応諾義務	なし	あり
協議結果	法律上規定なし	協議会参加者の尊重義務あり
計画策定	任意	補助金の交付を受ける場合は必須
事業実施	行えない	行える
補助金の 受領	行えない (協議組織)	行える (協議+実施組織)
メリット	この会議で協議が調った場合 ・ 経路の設定(路線の新規・変更) ・ 運賃の設定 など 上記手続きを簡略化・弾力化することができる。	・ 策定した計画に基づき、国からの支援を受けることができる。 ・ 計画実施への許認可手続簡略化等の特例措置を受けることができる。
構成員	・ 地方公共団体 ・ 一般乗合旅客自動車運送事業者 ・ 一般旅客自動車運送事業者 ・ 住民または旅客 ・ 一般旅客自動車運送事業者の運転者が組織する団体 ・ 地方運輸局 ・ 道路管理者 ・ 都道府県警察 ・ 学識経験者など主催者が必要と認められる者	・ 地方公共団体 ・ 関係する公共交通事業者等 ・ 地域公共交通網形成計画に定めようとする事業を実施すると見込まれる者 ・ 地域公共交通の利用者 ・ 道路管理者 ・ 関係する公安委員会 ・ 学識経験者その他当該地方公共団体が必要と認める者 (例) 地方運輸局、都道府県、関係する隣接市町村、商業施設、地元企業、病院、学校、観光事業者等